

令和3年 多賀町議会 3月第1回定例会再開会議録

令和3年3月26日（金） 午後1時25分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会計管理者	喜 多 美由紀 君	教育次長	大 岡 まゆみ 君
企 画 課 長	石 田 年 幸 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	奥 川 明 子 君	生涯学習課長	音 田 直 記 君
税務住民課長	岡 田 伊久人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 野 村 博 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第 2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて (産業建設常任委員長報告)
日程第3	議案第 3号 多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (総務常任委員長報告)
日程第4	議案第 4号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について

		(総務常任委員長報告)
日程第5	議案第10号	令和2年度多賀町一般会計補正予算(第13号)について (予算特別委員長報告)
日程第6	議案第11号	令和2年度多賀町水道事業会計補正予算(第2号)について (産業建設常任委員長報告)
日程第7	議案第12号	令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算(第3号)について (産業建設常任委員長報告)
日程第8	議案第13号	令和3年度多賀町一般会計予算について (予算特別委員長報告)
日程第9	議案第14号	令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第10	議案第15号	令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第11	議案第16号	令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について (総務常任委員長報告)
日程第12	議案第21号	令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第13	議案第22号	令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第14	議案第23号	令和3年度多賀町水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第15	議案第24号	令和3年度多賀町下水道事業会計予算について (産業建設常任委員長報告)
日程第16	認定第25号	町道路線の認定について (産業建設常任委員長報告)
日程第17	議案第26号	凍結防止剤散布車の購入契約の締結について
日程第18	議案第27号	令和2年度多賀町一般会計補正予算(第14号)について
日程第19	議員派遣の件について	
日程第20	委員会の閉会中の継続調査について	

(総務常任委員会)

(産業建設常任委員会)

(議会広報常任委員会)

(議会運営委員会)

(開会 午後 1時25分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(竹内薫君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に、町長から追加議案2件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たりまして、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和3年3月第1回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、3月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は3月5日に開会し、本日までの22日間には、5日の本会議をはじめ、10日の総務常任委員、11日の産業建設常任委員会、12日および15、16日の予算特別委員会におきまして提出させていただきました24議案につきまして、慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は本定例会の最終日でございますが、各委員会に付託されました議案および本日提出させていただきました凍結防止剤散布車の契約議決、また国の第3次補正予算による地方創生臨時交付金に係る一般会計補正予算の追加議案2件につきまして、円滑かつ適切にご決議を賜りますようよろしくお願いいたします。議会再開に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時25分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 議案第2号から日程第16 認定第25号までを一括議

題とし、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 本会議において本委員会に付託を受けました議案5件の審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

3月10日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と、執行者側より町長、副町長、担当課の出席を求め、委員会を開催いたしました。

最初に、「議案第3号 多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、税務住民課長から、今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義された付則の改正に伴うものである。施行日は公布の日からとすると説明がありました。

質疑応答では、委員から、中華人民共和国が追加されたということで、武漢ウイルスのことですかとの質疑に対し、新型コロナウイルスの定義として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中で定義がなされていました。今まで付則で定義がなされていたので、それを国民健康保険税条例と国民健康保険条例に引用したと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」、福祉保健課長から、今回の改正は、第8期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画の策定により介護保険料に関する箇所に変更が生じたことと、税制改正および新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴うものである。保険料基準額については、準備基金の取崩しにより第7期と同様の月額6,100円と据置き、令和3年度から5年度まで適用する。基準所得金額については、第7段階の200万円未満を210万円未満とし、第8段階を210万円以上320万円未満とし、第9段階を320万円以上400万円未満とする。付則として、この条例は令和3年4月1日より施行すると説明がありました。

質疑応答では、委員から、準備基金の取崩しをしなければ、総額でどれぐらいの費用になるのかとの質疑に対し、総額で3年間205万円プラスになると答弁がありました。

また、委員から、介護保険料の検討に当たり、どのように審議されてきたのかとの質疑に対し、委員は8名おられ、令和2年度は年4回会議を開催し検討した。内容は、介護保険制度が第8期にかかることについての最終目標の理念、多賀町の現在の状況、決算報告、人口の推移などを行い、12月に素案を提示していただき、12月から1月にパブリックコメントを実施しましたと答弁がありました。

また、委員から、第8期の保険料を検討されていた策定委員会では、第9期の保険料の試算も示されたのですかとの質疑に対し、第9期以降についても数字を出させていただき、今後、保険料は上昇が予測されますので、準備基金はある程度ストックをしておいて、今後の保険料の伸び率が緩やかになるよう基金を活用していくことになったと答弁がありました。

また、委員から、基金の残高はとの質疑に対し、令和元年度末で5,535万円です。なお、準備基金については、今後、給付費が増大した場合の対応にも活用しなければならないと答弁がありました。

また、委員から、第7期から第8期への在宅サービスと施設サービス給付費の増加割合はとの質疑に対し、在宅サービスは45%から41.5%に減少し、施設サービスは33.6%から38.3%に増加しましたと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」、税務住民課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ7億7,903万6,000円で、前年比2,979万1,000円、3.7%の減額となっている。被保険者数は前年比46人増の1,580人、1,032世帯を見込んでいる。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1億4,917万2,000円、県支出金が5億6,033万4,000円、繰入金では、一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金3,857万3,000円、事務費繰入金1,720万7,000円など、合計6,946万円を計上している。

歳出の主なものは、保険給付費は、医療に係る町負担分、高額療養費、出産育児一時金や葬祭費を含め5億3,689万5,000円を計上、国民健康保険事業費納付金は、県が市町から徴収する納付金として1億9,675万8,000円を計上。保健事業費では、主に人間ドックの検診補助金として140人分の280万円、特定健診・特定保健事業委託料に1,094万4,000円、健診結果早わかりガイド作成費委託料として238万7,000円など、合計1,754万1,000円を計上している。諸支出金として、平成28年度に借入れをした広域化等支援基金の返済分760万円を含め810万1,000円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、医療費の無償化に係る予算はとの質疑に対し、子ども無料化応援医療費につきましては、年間1,000万から1,100万円扶助していますと答弁がありました。

また、委員から、1人当たりの標準保険料率はどれぐらい下がっているのかとの質疑に対し、令和2年度から3年度にかけての県から示された多賀町の標準保険料率は、医療費分は所得割分で0.22%、後期高齢者支援金分所得割で0.12%、介護納付金の分割所得割で0.04%それぞれ下がっていると答弁がありました。

また、委員から、1人当たりの保険税はとの質疑に対し、令和2年度1月末現在で、1人当たり金額9万8,003円。令和3年度に予算計上させていただいている1人当たりの保険税は9万4,413円ですと答弁がありました。

また、委員から、収納率が高くなればどれぐらい納付金が増えるのかとの質疑に対し、納付金が増える金額は622万円ですと答弁がありました。

また、委員から、支え合いというのはどれだけの金額ですかとの質疑に対し、多賀町では1,800万円納めることで、納付金シェアにより2,300万円配分されますので、約500万円の納付金がかかる試算になりますと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」、福祉保健課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ8億9,008万7,000円で、前年比1,701万円、1.9%の増額となっている。

歳入の主なものは、介護保険料は65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料で、前年度より14人多い2,554人分、1億8,270万3,000円、介護給付費負担金は1億4,799万円、支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料を受け入れるもので2億2,623万6,000円、県支出金は1億1,995万4,000円、一般会計繰入金は1億3,867万6,000円を計上した。

歳出の主なものは、総務費は、主に職員の人件費と介護保険制度改正によるシステム改修委託料などに800万3,000円、介護認定審査会費582万4,000円。介護給付費では、介護サービス等諸費7億6,170万4,000円、高額介護サービス費1,800万円、特定入所者介護サービス等費3,653万2,000円。地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費1,507万9,000円、包括支援事業費・任意事業費2,975万5,000円などを計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、調整交付金の率はとの質疑に対し、令和2年度は5.8%で見込んでおりました。令和3年度はまだ決まっておりませんが、5.3%の予定ですと答弁がありました。

また、委員から、介護認定の相談に来られたら対応できる担当職員は何人ですかとの質疑に対し、地域包括支援センターの職員が現在2名ですと答弁がありました。

また、委員から、要介護者がもっと少なくなるような方法はとの質疑に対し、予防事業については、多賀町が先進的に行っている状況で、効果が出ていると思います。保健師からはこの介護予防教室を増やすといいという話を聞いておりますので、その辺りは調整していきたいと考えておりますと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、賛成全員で、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第16号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、

税務住民課長から、歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億1,103万2,000円、前年比61万8,000円、0.6%の減額となっている。被保険者数1,344人で、前年度より24人減少している。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料は8,145万4,000円、繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で2,940万円。

歳出の主なものは、総務費は、職員の人件費と事務経費に594万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金は1億482万8,000円などを計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、医療費は前年度に比べてどうなっていますかとの質疑に対し、令和元年度の月平均は9,800万円、令和2年度の月平均は9,300万円ですと答弁がありました。

また、委員から、医療費が減っている原因は、インフルエンザの減少やコロナの関係がありますかとの質疑に対し、3月からずっと減っており、新型コロナウイルスの影響もあり、受診を控えているためだと思いますと答弁がありました。

また、委員から、インフルエンザの罹患が減ったと聞きますが、それも関係しますかとの質疑に対し、減少は受診を控えておられるのが大きく影響していると考えていますと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、反対討論があり、採決の結果、賛成多数で、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件5件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

3月11日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、担当課長、担当者出席の下、当委員会に付託されました議案の審査を行いました。

産業環境課所管、「議案第21号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」、課長から、事業は、びわ湖東部中核工業団地内の植樹帯や公共法面、公共緑地の草刈り、街路灯の維持管理である。財源は、基金からの基金利子、繰越金と合わせて687万9,000円、歳出の主なものは、除草作業、草刈りに524万3,000円、街路灯の修繕費に30万円、街路灯の電球をLEDへの交換に133万6,000円との説明がありました。

質疑応答では、利子および配当金は基金に入れず、当年度の財源に充当するのかわりに、基金には入れず財源に充当する。

また、令和3年度で街路灯のLED化は全て完了するののかに対し、坂本金型から三和シャッターの間の9基は現在点灯していない。この9基を除く全てを交換する。

また、遊歩道はどの程度活用されているののかに対し、把握してないとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論はなく、「議案第21号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、地域整備課所管、「議案第11号 令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」、課長から、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、営業収益が当初予算を下回ったため、収入で1,252万6,000円を減額し3億7,876万1,000円、支出では1,300万円を減額し3億2,445万9,000円とする。

営業収益においては、事業所の使用量の減少により1,370万円を減額し2億7,346万9,000円、営業外収益では、令和元年度末までの受贈資産が確定した結果により、長期前受金戻入が増額となり117万4,000円を増額し1億528万1,000円とする。

収益的支出では、令和元年度末までの資産が確定し、減価償却費が不足となり500万円を増額し1億6,700万円、また、今年度の工事内容により、固定資産の除却がなかったため予算を皆減し、消費税、地方消費税では、事業収益の減額に伴う調整で200万円を減額し1,000万円とするとの説明がありました。

主な質疑と答弁では、減収の主な要因は、多賀サービスエリアまたは企業関係かに対し、多賀サービスエリアは、新型コロナウイルス感染症の影響で観光客が減少したことによる減額で、企業関係では、経営方針や生産計画によっても、企業毎や時期についても違いが出ているとの答弁がありました。

また、減価償却費の増額の理由はに対し、飯盛木の里を含めた3団地の開発分である。

また、委員から、資産減耗費の皆減の理由はに対し、当初計画の配水管布設替工事を令和3年度に変更したため。

また、固定資産のメートル当たりの単価はに対し、管種、口径などが関係し、一概に求められるものではないが、今回の予算を単純に施工予定延長で割り戻した場合の単価は約3,600円となるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「議案第11号 令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、「議案第12号 令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について」、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、主に事業所関係の使用料の大幅減少による減額と12月議会定例会の補正予算で、東北部処理区第5期経営計画の剰余金の返還と平成30年度分の消費税の還付金による特別利益により、一般会計からの繰入金

を減額する。

収益的収入では、営業収益で1,948万7,000円を減額、営業外収益で1,085万5,000円を減額し、下水道事業収益総額を4億3,296万3,000円とする。また、収益的支出では、営業費用で145万9,000円を増額、営業外費用で84万9,000円を減額し、下水道事業費用総額を4億2,641万3,000円とする。

資本的収入では、企業債で140万円を減額、補助金で172万9,000円を減額し、資本的収入総額を1億3,577万1,000円とする。資本的支出では、建設改良費で141万7,000円を減額、企業債返還金で196万2,000円を減額し、資本的支出総額を2億6,110万9,000円とする。資本的支出に対する不足分については、消費税および地方消費税資本的収支調整額、引継ぎ金、損益勘定留保資金により補てんするとの説明がありました。

主な質疑では、一般会計からの繰入れを減額するが、収益が減額になるのであれば、繰入れは増額になるのではに対し、当初予算で見込んでいなかった特別利益が3,500万円の増額となり、使用料収入の減収分を差し引いてなお差額が残ったためとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「議案第12号 令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

「議案第22号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、歳入歳出総額は6,950万7,000円で、一時借入金の借入限度額を1,000万円とする。

歳入の主なものは、高度処理維持管理費補助金で57万1,000円、農山漁村地域整備交付金で600万円、一般会計繰入金で5,672万2,000円、集落排水使用料で531万2,000円とする。

歳出の主なものは、職員給料等で1,475万1,000円、萱原、佐目の両処理場での真空ポンプ、マンホールポンプの維持管理費および光熱費で399万円、修繕費で50万円、水質検査、浄化槽清掃、処理場定期点検等の委託料で1,486万5,000円、施設維持補修工事費で600万円、公債費で2,892万3,000円とする。また、令和3年度末地方債残高は3億3,137万円の見込みとの説明がありました。

主な質疑では、工事請負費、前年度と比較して600万円増額の理由はに対し、主に処理場の機械設備、管路に設置している真空弁の更新である。

また、委員から、人口が減少する中、将来的に農業集落排水事業を継続するのかわりに、公共下水道への接続も個別浄化槽への切替えもあるが、いずれも課題があり、今後とも検討していきたいと考えている。

また、農山漁村地域整備交付金600万円は工事費に対するものかわりに、工事費600万円と事業計画策定委託料400万円を合わせた額に対して、補助率60%相当額

である。

また、高度処理維持管理費補助金は常に入る補助金かに対し、毎年、高度処理に係る補助金として1㎡当たり35円で算出した額に対する補助率50%相当額が交付されているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「議案第22号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、「議案第23号 令和3年度多賀町水道事業会計予算について」、令和3年度の水道業務の予定量は、給水戸数は3,135戸、年間総給水量は132万3,458㎡、1日平均給水量は3,625㎡、1日最大給水量は5,272㎡である。収益的収入は3億8,500万9,000円、収益的支出は3億2,508万9,000円で5,992万円の利益を見込んでいる。資本的収入は3,285万4,000円、資本的支出は2億256万9,000円とし、不足額は消費税および地方消費税、資本的収支調整額ならびに損益勘定留保金で補てんする。また、企業債限度額は3,000万円、一般借入金限度額は5,000万円とする。一般会計からの補助金として7,261万2,000円を受け入れる。

収益的収入の主なものは、水道使用料で2億5,728万3,000円、消火栓576基分の維持管理費で1,152万円、一般会計からの補助金で、起債の元利償還金の2分の1相当額の7,261万2,000円、長期前受金戻入で3,785万5,000円、水道加入金で465万円を見込んでいる。

収益的支出の主なものでは、浄水処理施設の保守点検と原水水質検査で2,096万1,000円、各施設や配管の修繕費で1,023万1,000円、ポンプの動力費で2,121万6,000円、検針、水質検査、固定資産台帳更新などの委託で997万1,000円、配給水管の修繕で573万9,000円、職員給与、法定福利費、施設管理制御のための通信運搬費、庁舎使用負担金などの経費で2,831万7,000円、建物、構築物など固定資産減価償却費で1億6,737万3,000円、固定資産除却費で527万円、企業債利息で3,785万5,000円、消費税および地方消費税で901万円である。

資本的収入の主なものでは、企業債で3,000万円。

資本的支出の主なものは、配水管布設替設計業務で1,800万円、榑崎、一円、久徳地区配水管布設替、舗装工事で7,720万円、企業償還金で1億736万9,000円である。令和3年度末現在、企業債残高見込額は26億9,848万円との説明がありました。

主な質疑では、営業外収益、加入金465万円は何件分かに対し、54件分。

また、老朽管の更新場所はに対し、八重練高橋の右岸側から一円に向かう区間、久徳団地、榑崎地区である。

また、給水収益は減額である。さらに減額となるのかに対し、2年度実績から判断して、減額見込みである。団地が開発されても、使用料の増額が見込めるのは、実際に家が建築された後になるとの答弁がありました。

びわ湖東部中核工業団地の企業に上水道に切り替えてもらう働きかけはに対し、働きかけは行っていない。定流量弁を設置されていない場合、受水槽への給水が集中することで、区域によっては一般家庭への水圧に影響が出るため、十分な調査が必要となる。

また、委員から、建物の減価償却年数と仏ヶ後浄水場の減価償却の内訳はに対し、建物の減価償却年数は58年、償却率は0.018%、仏ヶ後浄水場の減価償却は建物、構築物、設備、配水管など、それぞれの取得原価に償却率を乗じて算出しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「議案第23号 令和3年度多賀町水道事業会計予算について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、「議案第24号 令和3年度多賀町下水道事業会計予算について」、処理区内人口は6,806人、年間処理水量は130万9,584 m^3 、1日平均処理量は3,610 m^3 である。収益的収入では3億9,679万円、支出では3億8,855万1,000円を見込んでいる。

収益的収入の主なものは、下水道使用料で2億3,800万4,000円、一般会計補助金として7,267万円、長期前受金戻入で8,042万3,000円。

収益的支出の主なものは、管渠清掃、水質検査、施設の機器点検等維持管理委託料で2,168万円、流域下水道維持管理負担金で1億375万6,000円、減価償却費で2億462万5,000円、企業債利息で4,016万円。

資本的収入の主なものは、企業債で8,940万円、他会計出資金で3,934万3,000円、雨水排水事業への補助金で899万9,000円を見込んでいる。

資本的支出の主なものは、雨水排水事業の実施設計委託料や工事請負費等で1,800万1,000円、琵琶湖流域下水道事業負担金で2,053万2,000円、企業債償還金で2億3,085万5,000円とする。令和3年度末の企業債残高見込みは23億1,503万4,000円との説明がありました。

主な質疑では、管渠整備事業の内容はに対し、藤瀬地区雨水排水整備事業と工事補償金は、藤瀬地区の工事に伴い水道会計へ上水道管の移設補償、設計委託料は、令和4年度以降の工事に向けた中川原区の雨水排水整備事業の実施設計であるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「議案第24号 令和3年度多賀町下水道事業会計予算について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、「認定第25号 町道路線の認定について」、多賀幼稚園を認定こども園として

整備することに伴い、新たに施設に進入するための道路整備で、路線番号1176番、久徳松ノ本線は、多賀醒井線と多賀幼稚園駐車場を結ぶ区間、大字久徳字松ノ本839番を起点とし大字久徳字松ノ本849番を終点とする延長79.7m、幅員6mから13mとの説明がありました。

主な質疑では、用地交渉で問題はないのか。事業費の見込みはに対し、久徳認定こども園の整備に併せ、地権者と協議をしている。協力についての了解はもらっている。町道整備の事業費は2,000万円を計上しているとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論はなく、「認定第25号 町道路線の認定について」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり認定すべきものとすることに決定しました。

次に、企画課所管では、「議案第2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて」は、多賀町の今後10年間の計画を決定するものであり、議員全員での連合審査としました。

課長から、計画策定の趣旨として、10年後の多賀町を見据え、町の最上位の計画として策定するものである。町が目指す将来像を明らかにし、その将来像を実現するための方向性を示すもので、期間は令和3年度から令和12年度までの10年間で、3年を期間とした実施計画を策定し、多賀町の魅力、特徴、町を取り巻く社会潮流、これからのまちづくりの視点に始まり、基本構想では将来像、基本目標、将来の見通しを示し、将来像では「輝く人、自然、歴史・文化で織りなす多賀の未来」とし、子ども、若者から高齢者まで、あらゆる人々が温かなつながりの下、未来を担う子どもたちが元気に希望を持って育ち、誰もが共に笑顔で暮らせる町を継承していくという目指す町の姿を掲げている。

基本目標では、6つの目標を掲げ、1つ目に、子どもたちが多賀への愛着と自分の将来に希望を持って、健やかに成長する環境をつくる。2つ目に、人生100年時代を誰もが安心して健康に生きがいを持って暮らせる仕組みをつくる。3つ目、地域産業の活力を高め、町民の多様な就業機会を創出する。4つ目、災害に強く、事故や犯罪のない暮らしやすい基盤を整える。5つ目、自助、互助、共助、公助の役割を分担しながら、地域と連携して効率的に町を運営する。6つ目に、地域資源を守り、生かすことで多賀プライドを醸成するとともに、多賀ファンを育てる。

将来の見通し、人口では、今後、住宅整備の効果は縮小していく。移住定住促進などによる取組や出生率向上に向けた取組を推進することで、2030年におよそ7,300人を目標としている。

都市構想、土地利用では、彦根都市圏と機能分担をするコンパクトな中心拠点と農村集落ネットワークによる多核連携型都市構造、未利用地の有効活用。

基本政策での7つの政策と項目では、第1章、子どもの育ちと子育てでは、親子の育ちと子育て、就学前教育、学校教育、公園緑地の4項目。第2章、生涯学習・協働で、生涯学習では歴史・文化、芸術・伝統、協働ではまちづくり人材育成、生涯学習の2項

目。第3章、安全・安心・健康では、防災・減災、防犯・交通安全、健康・医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉の6項目。第4章、環境・コミュニティでは、人権・平和、地域社会・コミュニティ、消費生活、多文化共生、地球環境・自然環境の5項目。第5章、まちの活力では、農業、林業、商工業、観光、中心市街地、就労、産業団地・新産業の7項目。第6章、都市基盤・住環境では、公共交通、上水道・下水道、道路、河川、景観、住宅・住環境・空き家の6項目。第7章、行財政では、行財政運営、広報・広聴、広域連携の3項目の説明がありました。

なお、7つの政策項目の説明については省略させていただきます。

主な質疑では、以前の素案から今回の案では将来像が変更され、削除された箇所がある。策定委員会で決められたことか、事務局で変更したのかに対し、委員会で決めている。また、コロナ禍で生活環境が大きく変わる社会情勢である。コロナ禍の問題を含まないのかに対し、実施計画の中で検討していく。

また、連携都市構造のネットワークとはに対し、湖東エリアの公共交通網を検討し、基礎的な生活機能を維持し、さらに充実していこうとするものである。

また、土地利用の在り方とはに対し、現在策定作業中の都市計画マスタープランで示す。

また、委員から、学校教育とあるが、保護者へのサポートも必要と考えるがに対し、保護者を対象とした講座や研修会の開催など、子育てに関する情報提供や保護者同士のふれあいの場づくりを進める。

また、獣害対策の推進で、獣害とはに対し、ハクビシン、カワウなどを含めた全ての獣である。

また、人口目標7,300人はどのようなイメージかに対し、今後10年を見据えたとき、今後数年の間で70件から80件の住宅団地開発は見込めるが、ほかに計画はなく、7,500人を目標値にすることはできない。過疎化が進むと想定すると、もっと人口目標は低い設定になる。人口を増やすことを考えての目標であるとの答弁がありました。

第6次総合計画（案）の内容について、変更はできないのかに対し、用語解説の箇所以外で内容を変える必要はないと考えている。原案のとおり進めたいと答弁がありました。

成果を共有するための指標とあるが、明確に指標が示されていない事項もある。検証の方法はに対し、分かりやすい数値は実施計画で示す予定である。

また、自助、互助、共助、公助とあるが、公的な総合計画でさらに自助を含めても良いのかに対し、まず自らが考え努力することは必要なことと考える。

また、委員から、人口目標7,300人は妥当と考えるが、中心部周辺の人口が減らない取組はに対し、多賀町里づくり魅力化プロジェクト会議を進めている。山間地域に人を呼び込む取組が必要と考える。

また、ソーシャルサエティは本町にふさわしいのか。総合計画に含まれているのかに対し、行財政運営、行財政改革の中でデジタル化の推進を示している。先進自治体の動向を見ながら、一定の可能性があれば取り組むとの答弁がありました。

以上で連合審査での質疑を終了し、産業建設常任委員会を再開し、討論はなく、「議案第2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて」は、採決の結果、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました審査結果についての報告を終わります。

○議長（竹内薫君） それでは、次に、予算特別委員長の報告を求めます。

報告に当たっては、令和2年度補正予算と令和3年度当初予算ごとの報告をお願いします。

最初に、「議案第10号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）について」の報告を求めます。

5番、松居亘予算特別委員長。

〔予算特別委員長 松居亘君 登壇〕

○予算特別委員長（松居亘君） 本会議において本委員会に付託されました議案についての審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

付託案件は、「議案第10号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）について」であります。

3月12日午後1時30分より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、執行者側より、町長、副町長、教育長、担当課長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、総務課に関する事項について説明を求めました。

総務課長から、今回の補正予算は、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,251万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ62億1,242万9,000円とする。

総務課所管では、地方債の追加補正として、新型コロナウイルス感染症の拡大影響により税収が減った分について、減収補てん債として1,727万5,000円を行う。歳入の主なものは、町たばこ税が400万円の減額、地方揮発油譲与税が284万7,000円の減額、地方消費税交付金が891万8,000円の減額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、減収補填債の交付税措置の補てん率と補てんは令和2年度限りかとの質疑に対し、減収補填債は過去20年、多賀町では発行した記録がありません。交付税措置は、令和2年度に限って地方消費税交付金、地方揮発油譲与税は100%補てんで、町たばこ税については75%補てんされると答弁がありました。

また、委員から、法人税割と利子割交付金も減収補填債の対象となるのかとの質疑に対し、法人税割と利子割交付金も対象となっております。この2つの税目では、減収補

填償を活用しない場合でも、令和3年度の地方交付税で基準財政収入額から引かれますので、今回、減収補填償は使わなくても来年には反映されますと答弁がありました。

また、委員から、町たばこ税400万円の減額の根拠はとの質疑に対し、本数が70万本ぐらい減るのではないかという予測を立てて、この金額を計上しましたと答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について説明を求めました。

企画課長から、スマートインターチェンジ整備事業で184万8,000円と空き家除却事業で935万1,000円の繰越しを行う。債務負担行為の補正として、若者定住支援助成金交付事業において、32件の申込み件数が増加したことにより2,340万円の限度額を3,450万円の限度額に変更する。

歳入の主なものは、県支出金では、コミュニティバス運行対策費補助金が157万3,000円の増額、歳出の主なものは、総務費では、総合計画等策定委託料において、印刷物が年度内にできないことから105万6,000円の減額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、繰越明許費のスマートインターチェンジ整備事業184万8,000円の内訳を教えてくださいとの質疑に対し、事業が進むにつれて、形状が変わってきました。実施計画書の変更をし、事業費の変更等をまとめて、冊子として地区協議会に示す必要があり、その冊子の取りまとめ費用ですと答弁がありました。

また、委員から、公共交通の関係で、今年度、県の補助金は300万円程度しかもらえないということでしたが、今回県から出すというのは減収したからですかとの質疑に対し、令和元年度と令和2年度の乗車人数の比較で6割に減っています。県は国からのコロナ関係の交付金であると思われ、今年度に限り交付金を町に頂けることになりますと答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について説明を求めました。

税務住民課長から、歳入では、社会福祉基金繰入金として180万円、歳出では、子育て応援医療に係る診療報酬支払いが増加するため180万円の福祉医療助成費を増額すると説明がありました。

質疑応答では、委員から、社会福祉基金の残高はどれくらいですかとの質疑に対し、令和元年度の決算で1億181万円ですと答弁がありました。

また、委員から、180万円は繰入れするということですかとの質疑に対し、今回扶助費の費用が180万円増額になりましたことから、180万円繰り入れますと答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について説明を求めました。

福祉保健課長から、歳入では、障害者自立支援費国庫負担金125万円の増額と障害者自立支援費県負担金62万5,000円の増額、歳出では、障害者自立支援費において、新規サービス利用者が増えたことなどから見込みを上回る給付費が必要となり、介

護給付費として250万円の増額を行うと説明がありました。

質疑応答はありませんでした。

次に、産業環境課に関する事項について説明を求めました。

産業環境課長から、湖東定住自立圏環境・ごみ部会負担金事業で279万4,000円の繰越しを行う。地方債補正では、芹川ダム県営事業負担金として1,900万円を2,500万円に、犬上川ダム県営事業負担金として230万円を460万円に変更を行う。

歳入の主なものは、コロナ禍の影響による観光名所ライトアップ事業等の中止により、地方創生推進交付金270万5,000円の減額、町債では、芹川ダム県営事業負担金600万円と犬上川ダム県営事業負担金250万円の増額。

歳出の主なものは、芹川ダム耐震改修工事の増額に伴い、負担金606万1,000円の増額、犬上川ダム工事の増額に伴い、負担金223万5,000円の増額、ライトアップ事業の中止により、委託料400万円の減額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、芹川ダム県営事業負担金と犬上川ダム県営事業負担金で、彦根市、甲良町や豊郷町も負担はありますかとの質疑に対し、芹川ダム県営事業負担金は彦根市と多賀町で、犬上川ダム負担金については、彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町の1市3町で負担を行うと説明がありました。

次に、教育委員会に関する事項について説明を求めました。

教育総務課長から、第3放課後児童クラブ整備事業で6,362万4,000円の繰越しを行う。歳出の主なものは、多賀ささゆり保育園駐車場用地59㎡の追加買収に41万8,000円、来年度、多賀ささゆり保育園に入園する園児が増加し、通常使用する備品が不足するため、保育備品107万2,000円の増額、同様に、大滝たきのみやこども園においても、入園児の増加に伴い、保育備品32万1,000円の増額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、令和3年度の入園児は何人増えるのですかとの質疑に対し、大滝たきのみやこども園は2歳児2名、5歳児9名が増えます。多賀ささゆり保育園は0歳児2名、3歳児14名、4歳児6名、5歳児3名ですと答弁がありました。

また、委員から、今回購入される多賀ささゆり保育園の駐車場の地目はどの質疑に対し、白地で畑ですと答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について説明を求めました。

地域整備課長から、歳出では、冬期間の降雪や路面の凍結に備えて、凍結防止剤35万5,000円の増額、除雪ドーザーの修繕費用16万5,000円の増額、除雪作業により破損させた道路の修理に65万円の増額。下水道事業会計の決算見込額により、下水道事業会計繰出金1,834万7,000円の減額を行うと説明がありました。

質疑応答では、委員から、道路補修工事65万円は、具体的に何か所でどこの字ですかとの質疑に対し、1つ目は多賀の若宮で、柵が破損しました。2つ目は一円で、側溝

の周囲がドーザーによって破損しました。3つ目は、多賀の柳町の公園フェンスが除雪により変形しました。4つ目は、グリーンヒル多賀の外周にあるフェンスが変形しましたと答弁がありました。

また、委員から、融雪剤補充の単価と数量はどの質疑に対し、1 t 袋は6袋分、1袋当たり2万9,000円、500 kg袋は6袋で、1袋当たり1万5,000円、25 kg袋は40袋で5万8,000円ですと答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件の審査結果報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 暫時休憩をします。

議場の時計で2時40分までとします。

（午後 2時30分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員長に、「議案第13号 令和3年度多賀町一般会計予算について」の報告を求めます。

5番、松居亘予算特別委員長。

〔予算特別委員長 松居亘君 登壇〕

○予算特別委員長（松居亘君） 本会議において当委員会に付託されました議案についての審査結果を、会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

付託案件は、「議案第13号 令和3年度多賀町一般会計予算について」でございます。

3月15日と3月16日の午前9時より、役場3階第1委員会において、委員全員と議長、執行者側から町長、副町長、教育長、会計管理者、担当課長の出席を求め、委員会を開催しました。

初めに、総務課に関することについて説明を求めました。

まず、予算の概要について説明がありました。総務課長から、令和3年度予算は、新たに策定される第6次多賀町総合計画に掲げられる新しい町の将来像の実現に向け、事業を新たにスタートする年となります。安心安全なまちづくりに必要な予算を最優先に確保し、子育て支援、教育の充実、定住移住に向けた施策、地域の元気づくりに重点配分し、令和元年度から着手しているスマートインターチェンジ整備事業を実施するほか、都市公園整備事業や認定こども園に係る予算を計上している。令和3年度予算は総額48億400万円で、前年度比2,400万円、0.5%の増額となっている。

歳入予算について、歳入では、町税が16億5,030万円と最も多く、収入全体の34.4%を占めている。次いで、地方交付税10億円で20.8%を占めている。地方

消費税交付金は1億6,500万円で、うち社会保障分5,500万円を見込んでいる。国庫支出金3億7,927万円で、スマートインター整備や新たな都市公園整備に係る社会資本整備総合交付金や補助金が増額となったが、橋梁長寿命化事業や民間保育所整備分が大きく減額となった。県支出金は2億7,569万円で、衆議院議員総選挙委託金や琵琶湖材利用促進事業補助金が増したが、団体営農地防災事業補助金や急傾斜地崩壊対策事業補助金が減額となった。財政調整基金からは1億5,000万円を繰り入れる。町債は5億4,420万円で11.3%を占め、臨時財政対策債は3億円と大きく増額している。自主財源は22億5,309万円で、歳入全体の46.9%を占めている。

歳出予算については、性質別には、人件費が10億9,881万円と最も多く、これは、職員と会計年度任用職員の増員によるもの。物件費は7億9,148万円で、衆議院議員選挙に要する需用費が増となった。扶助費が5億9,492万円となり、児童手当と施設型給付費が増となった。補助費は6億6,878万円となり、彦根市消防への負担金、湖東広域衛生管理組合への負担金が増となった。普通建設事業費は4億9,333万円となり、公債費が5億1,766万円となったと説明がありました。

続いて、総務課に関する事項について説明がありました。

総務課長から、歳出予算の主なものは、ふるさと納税寄付者への返礼品に284万円、福祉バス運行委託に473万円、公会計の作成支援業務委託に376万円、防犯灯設置委託に230万円、各字の事務手数料として補助金1,000万円、川相出張所の運営費683万円、10月21日任期満了に伴う衆議院選挙に1,058万円、彦根市への消防事務委託料が1億5,604万円、ハザードマップ作成委託に650万円、地方債の返済は5億1,766万円、各基金への積立金は1,072万円、予備費は400万円である。職員給与は、特別職311人に9,928万円、一般職は昨年度より1人増の106人に7億4,509万円、会計年度任用職員116人に2億6,021万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、コロナ禍で法人税割が減収の見込みで30.7%減となっている。そのほかにも減収があるが、地方交付税と臨時財政対策債で調整した後、一般財源は確保できているのかとの質疑に対し、令和2年度より予算額は増額となっている。臨時財政対策債を見込み、また財政調整基金から1億5,000万円を繰り入れるので、財源は確保できていると答弁がありました。

また、委員から、財政調整基金から1億5,000万円を繰り入れるが、戻入れできる可能性があるのかとの質疑に対し、交付税は予算額よりもう少し多くなりますが、予算では安全策を取っている。交付税が多く歳入できれば、戻入れは可能ですと答弁がありました。

また、委員から、幼児教育の無償化は、公立施設の場合は町が負担し、基準財政需要額に含んで交付税措置されるが、どの程度であったかとの質疑に対し、本来は25%分ですが、子どもの人数で算定されますので、令和2年度は想定以上に増えると思います

と答弁がありました。

また、委員から、防犯カメラの借り上げ料は、新設する1基の場所はとの質疑に対し、リースで月額9,990円です。新設する1基は教育委員会と協議して決めると答弁がありました。

また、委員から、ふるさと納税で、県が認定する近江牛、ふなずし、近江米を県下の自治体で返礼品にできるとの報道があるが、町の考えはとの質疑に対し、平和堂の贈答品に近江牛があり、この近江牛をベストーネで加工されているので、4月からパンフレットを作成し、近江牛を取扱っていきますと答弁がありました。

また、委員から、まちづくりを進めるためには、若い職員が先進地を視察、研修することが必要である。若い職員の育成はとの質疑に対し、職員研修は重要な課題とされている。仕事の分野の中でどのように生かしていくかの発想は、必要において各課の予算で計上している。各課を超えた横断的な研修も重要と思っているので、広く研修の機会が必要と考えていると答弁がありました。

また、委員から、職員の時間外勤務の管理方法はとの質疑に対し、パソコンの使用を制限している。水曜日は午後6時、ほかの日は午後7時に電源を切るようにしていると答弁がありました。

また、委員から、福祉バス運行委託は、コロナ禍であるが、予算473万円は令和2年度と同額かとの質疑に対し、同額です。バス会社の運転士不足により、年間の定額で契約ですと答弁がありました。

次に、会計室に関する事項について説明を求めました。

会計管理者から、歳出予算の主なものは、会計年度任用職員の報酬ならびに期末手当に132万円、金融機関での納付や口座振替に対する手数料に45万円、指定金融機関の業務委託料に55万円、納付書の読み取りを行うOCR機器のリース料に78万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、会計年度任用職員の報酬は1時間当たり897円との説明であったが、県の最低賃金はとの質疑に対し、868円ですと答弁がありました。

次に、議会事務局に関する事項について説明を求めました。

議会事務局長から、歳出予算の主なものは、議員12人分の報酬に2,845万円、日置市表敬訪問と広報常任委員会全国研修などに158万円、議会広報誌等の印刷製本に173万円、県郡議長会負担金に145万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、議員年金給付費負担金はいつまで続くのかとの質疑に対し、受給者のご本人、ご遺族の方が亡くなられた時点で終結となりますと答弁がありました。

次に、産業環境課に関する事項について説明を求めました。

産業環境課長から、歳出予算の主なものは、衛生費では、生活排水対策推進計画策定業務に200万円、紫雲苑管理運営費として459万円、ごみ収集業務委託に4,138万円、燃えないごみならびに新ごみ処理施設の建設推進についての彦根愛知犬上広域

行政組合への負担金4,117万円、可燃ごみについて湖東広域衛生管理組合への負担金5,048万円、し尿処理について湖東広域衛生管理組合への負担金は4,949万円を計上した。

農業費では、農業委員等の報酬に243万円、環境保全型農業直接支払い交付金844万円、新規として、農業機械購入2件分の補助金として400万円、農村まるごと保全向上対策事業補助金1,128万円、木曾池の耐震対策計画策定測量設計委託に2,420万円、県が実施する芹川ダム耐震改修負担金1,240万円、犬上川ダム県営事業負担金に166万円、農業振興地域整備計画策定調査委託に200万円、鳥獣害防止対策では、ニホンザル個体数調整業務委託に373万円を計上した。

林業費では、高取山ふれあい公園管理委託料470万円、森林環境学習事業委託に957万円、造林補助金に400万円、佐目、入谷、南後谷地区で行う放置林防止対策境界明確化事業補助金として593万円、有害鳥獣駆除業務委託に1,250万円、里山防災整備に420万円、間伐材有効活用事業補助に262万円を計上している。また、地域再生費として、町産材の付加価値を高めるため、多賀町の強みを生かした森林資源の戦略的なPR活動や製品開発、林業への人材発掘、就業促進を図るために3,000万円を計上している。

商工費では、商工会の運営補助に770万円、30件分の住宅リフォーム促進事業補助金に600万円、がんばる商店応援補助金に330万円、観光名所ライトアップ事業に400万円、観光協会への補助金530万円を計上した。

質疑応答では、委員から、小規模農家に対する補助、助成の考えはとの質疑に対し、小規模農業者への支援は大事だと認識している。農業機械は高額であり、個々の支援より離農者の農地を代わりに守ってもらう方を支援することに重点を置き、制度を設けていきたいと答弁がありました。

また、委員から、木曾池と高宮池の現状と今後はとの質疑に対し、高宮池の管理は、必要な水量を確保し貯水水位を下げている。令和3年度の補修工事は、水が集まる底樋の箇所を修繕する。木曾池は、耐震のない池と結果が出たので、測量設計を行い、計画を策定し、国の交付金事業の採択を受けていくと答弁がありました。

また、委員から、有害鳥獣駆除の頭数はとの質疑に対し、590頭を全体として目標としていると答弁がありました。

また、委員から、環境審議会委員の役目はとの質疑に対し、多賀町環境基本計画が令和3年度で終了します。9名の委員で1年かけて、令和4年度からの新しい環境基本計画を作成していただくと答弁がありました。

また、委員から、地域再生費での備品購入、原木流通土場備品の内訳はとの質疑に対し、仕分けした原木、丸太をH鋼で建てて止めるために100万円、木をつかむ作業に適したバックホウの購入に1,200万円ですと答弁がありました。

また、委員から、里山防災事業で、土地の所有者の方は納得されていないと聞いてい

る。伐採した木は切捨てかとの質疑に対し、伐採した木は、所有者の判断で処分することは自由になっている。不安、不満の解消に努め、また今後の事業で詳しく説明していくと答弁がありました。

次に、地域整備課に関する事項について説明を求めました。

地域整備課長から、歳出の主なものは、除雪委託料650万円、道路補修工事費に500万円、スマートインター関係の文化財調査、用地測量などに3,400万円。道路改良工事に4,800万円は、スマートインターアクセス道路整備工事、町道岡山団地神田線の通学路安全対策、町道敏満寺高宮線ほか舗装修繕、単独事業としての道路改良3路線を実施。スマートインター整備事業上り線側の用地購入費に6,200万円、中日本高速道路株式会社に支払う工事負担金として5,500万円を計上している。

河川費では、萱原地区の急傾斜地崩壊対策事業の測量設計委託に2,310万円、県営事業の大君ヶ畑、川相、久徳、大杉地区の急傾斜地対策工事の負担金1,660万円、都市計画費では、梨ノ木、多賀の2地区部での地籍調査を行うため、委託料406万円、他会計への繰出金では、上水道事業会計へ7,261万円、下水道事業特別会計へ1億1,749万円、農業集落排水事業特別会計へ5,672万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、絵馬通り線のボラードの補修について、以前から保険対応、受注生産で対応が遅れているとの説明であったが、再度説明をとの質疑に対し、補修するボラードは受注生産で、納品に時間がかかることが最大の要因です。ボラードの材質を代え、高さ、色が多少変わっても低価なボラードを作り、在庫を持つことで補修に早く対応できると思っていると答弁がありました。

また、委員から、絵馬通り線は事故が多く、事故のたびに現状復旧するのでは通用しない。発想を変える必要があると考えるがとの質疑に対し、ボラードは絵馬通りの活性化に貢献するものとして始まっている。地元区、絵馬通り活性化協議会で決定された経緯があり、経費がかからないようにしながら現状を守っていきたいと答弁がありました。

また、委員から、甲頭倉線の道路改良が計画されているが、屏風にも同様の危険箇所がある。屏風の工事計画はとの質疑に対し、甲頭倉は長く放置しておく被害が大きくなるので、早急な対応が必要です。屏風は甲頭倉ほど擁壁の基礎部分の地山が危険ではないので、甲頭倉を優先していると答弁がありました。

また、委員から、豪雨災害が多発している。浚渫工事の計画はとの質疑に対し、令和2年度は、四手川では堤防道路や河川内の伐開、佃川では浚渫を施工していただいた。犬上川、芹川については、県が計画的に施工しているが、中小河川については、計画的でなく、年度末の予算の状況で施工されていると答弁がありました。

次に、企画課に関する事項について説明を求めました。

企画課長から、歳出予算の主なものは、広報たがの印刷費に550万円、有線放送運営補助金に250万円、大滝地区活性化支援委託に100万円、移住就業支援に100

万円、新たな事業として、結婚新生活支援として3件分補助金90万円、下村、多賀、土田地区へのコミュニティ助成事業に620万円、多賀地区福祉会館のトイレ改修補助に200万円、空き家除却5件分の補助に250万円、若者定住支援事業に1,070万円、39集落でのまちづくり活動支援交付金1,275万円、電算構築委託に423万円、6町行政情報システム共同利用4,780万円、パソコン14台、プリンター5台等の購入費527万円、中間サーバー利用負担金418万円、愛のりタクシーに係る湖東圏域公共交通活性化協議会負担金2,978万円、コミュニティバスに係る運行対策補助金3,100万円、新たに、びわ湖東北部ブロック都市計画推進連絡協議会負担金118万円、都市公園の実施設計委託に1,500万円、用地の購入に3,000万円、また、若者定住支援事業第3期分と第4期分、6町クラウド共同事業、町勢要覧作成業務委託の4件を債務負担行為としたものと説明がありました。

質疑応答では、委員から、お試し住宅に今おられる方は8月で転居されるが、その後の入居者の予定はとの質疑に対し、問合せはありますが、現在ホームページの掲載を止めていますので、8月以降は未定ですと答弁がありました。

また、委員から、総合計画・都市計画等策定業務委託で、計画の印刷部数と配布先はとの質疑に対し、第6次総合計画と都市計画マスタープランは、それぞれ100部を印刷し、関係者に配布します。概要版は3,500部を印刷し、全ての世帯に配布しますと答弁がありました。

また、委員から、電子入札システムとはどのようなものかとの質疑に対し、電子入札システムを導入すると、各業者はインターネット上で入札することとなり、開札日に町でデータを処理し落札業者を決定する。入札に関する手続の全てをパソコンで管理すると答弁がありました。

また、委員から、若者定住支援事業助成金交付金の対象件数はとの質疑に対し、1年目は41件を想定、2年目は66件、3年は58件、合計165件ですと答弁がありました。

また、委員から、SLの移転は今年2月頃との説明であったがとの質疑に対し、移管希望者の方から、年度内に移管の予定と聞いておりました。豊田市より移転地の工事修正の指示を受けておられる。修正工事完了後、豊田市の許可が出た後、移管の手続について協議を進めると答弁がありました。

また、委員から、空き家の適用件数はとの質疑に対し、ホームページで紹介している空き地、空き家は10件ですと答弁がありました。

また、委員から、結婚新生活支援事業補助金の補助要件はとの質疑に対し、国の要件に準じ、夫婦の合計所得が400万円未満、年齢が39歳未満の方が対象で、婚姻届を提出された年度内の申請となる。婚姻された全ての方が対象ではありませんと答弁がありました。

次に、税務住民課に関する事項について説明を求めました。

税務住民課長から、町税収入について説明がありました。個人住民税は740万円の減で3億2,040万円、法人住民税は9,700万円の減で2億7,902万円、固定資産税は8,700万円の減で9億7,100万円、軽自動車税は128万円の増で2,936万円、たばこ税は300万円の減で4,700万円、鉱産税は前年度同額の100万円を見込んでいる。町税の合計は16億5,030万円で、歳入全体の34.4%を占め、前年度に比べ1億9,232万円の減少としている。住民税はコロナ禍の影響や経済情勢、立地企業の業績等を勘案したもの、固定資産税は土地の地価下落、家屋は新築分の増加はあるものの評価替えにより減額、償却資産は、設備投資の増加はあるものの通常の減価償却、除却等により減としたものと説明がありました。

歳出の主なものは、地図情報システム改修等委託に317万円、戸籍電算システム改修委託に178万円、住民基本台帳ネットワークシステムに132万円、個人番号カード交付事業負担金188万円、国民健康保険特別会計への事務費繰出金1,721万円、保険基盤安定繰出金3,857万円、その他繰出金880万円など、国保特別会計への繰出金は合計6,946万円となる。福祉医療扶助料として6,200万円、後期高齢者の健診委託料90人分で81万円、広域連合負担金1億126万円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,940万円、広域連合負担金として基盤安定繰入れ分2,337万円を計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、コンビニ交付事業の実績、件数はどの質疑に対し、令和2年4月から12月までは178件です。内訳は、住民票が94件、印鑑証明が59件、戸籍関係が7件、戸籍の附票が1件、税の証明関係が17件ですと答弁がありました。

また、委員から、還付金に係る令和元年度の実績はどの質疑に対し、町税過年度還付金は204万7,000円、町税還付加算金は3万2,000円の執行ですと答弁がありました。

また、委員から、町内の事業所の中で、法人住民税を納めている事業者数はどの質疑に対し、均等割の対象は218社を見込んでいると答弁がありました。

また、委員から、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、中小企業の固定資産税の減収分が補てんされるが、どれぐらいあるのか。また、中小企業とはどの質疑に対し、中小企業とは、資本金が1億円以下となる。中小企業が所有する償却資産、事業用家屋について、固定資産税の軽減措置が図られる。軽減措置による減額分の見込みを家屋で2,594万円、償却資産で2,625万円、合計5,219万円とし、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の額として予算計上していると答弁がありました。

次に、福祉保健課に関する事項について説明を求めました。

福祉保健課長から、歳出予算の主なものは、新たに権利擁護サポートセンターの設立に伴う負担金187万円、社会福祉協議会への補助金2,418万円。34人分の民生児童委員協議会活動補助金409万円、介護保険特別会計への繰出金1億3,868万

円、配食サービス委託料 2 4 3 万円、もんぜん亭指定管理料に 3 2 5 万円、シルバー人材センター補助金 1, 0 0 0 万円、日中一時支援事業委託料 4 7 0 万円、介護給付費 1 億 2, 7 0 0 万円、相談支援事業負担金 5 2 7 万円、障害者等日常生活用具給付費 3 3 0 万円、障害者等補装具交付費 1 5 2 万円、愛犬地域療育事業負担金に 1, 3 5 5 万円、障害児通所給付費 1, 5 7 4 万円、満 2 歳までの紙おむつ、粉ミルクの育児支援助成に 3 3 4 万円、児童手当に 1 億 4, 5 0 5 万円、各種がん検診委託に 1, 1 2 8 万円、高齢者対象のインフルエンザ予防接種に 8 3 9 万円、乳幼児を対象としたロタウイルスワクチン委託に 1 7 1 万円。総合福祉保健センター費では、3 年に 1 度の特殊建築物定期報告業務委託に 1 4 5 万円、2 階、3 階の空調設備と 1 階駐車場の修繕に 1, 6 5 0 万円を計上していると説明がありました。

質疑応答では、委員から、配食サービス事業委託の説明をとの質疑に対し、清流の里でお弁当をつくり、シルバー人材センターで配っていただくサービスです。現在の利用者は 4 人で、昼と夜の 2 食分を 3 6 5 日提供できる体制としている。利用料は 1 食 6 1 1 円です。原則手渡しとし、安否確認も含めた事業ですと答弁がありました。

また、委員から、権利擁護サポートセンターの説明をとの質疑に対し、ご自身で判断することができなくなった方の権利を擁護、サポートする事業です。成年後見人制度の申請、相談になると法律的な知識、専門知識が求められ、かなりの時間を要しますので、サポートセンターで対応してもらいます。1 市 4 町が彦根市社会福祉協議会に委託しますと答弁がありました。

また、委員から、不妊治療費補助金は令和 2 年度と比べてどのようになっているのかとの質疑に対し、収入が 7 5 0 万円以下の方、年齢制限等の要件があり、県ではこの要件を緩和していく方向です。人数が増える可能性はありますが、町としては令和 2 年度と変わりないですと答弁がありました。

また、委員から、当初、ワクチン接種の接種券を発送するのは 3 月中旬であったが、1 か月遅れるのかとの質疑に対し、接種券は 4 月中旬の発送の予定ですと答弁がありました。

また、委員から、ふれあいの郷の工事請負費の内訳はとの質疑に対し、社会福祉協議会ゾーンのいきいきホール、事務所等の空調設備の改修で 1, 5 6 0 万円、地下駐車場のタイル撤去で 4 8 万円、同じく天井の改修で 1 1 万円、子ども家庭応援センターの空調設備改修で 3 1 万円ですと答弁がありました。

次に、教育委員会に関する事項について説明を求めました。

教育次長から、歳出予算の主なものは、保育所費では、献立業務委託に 2 1 4 万円、給食機器リース料に 1 2 7 万円、3 年度より開園するなつめ保育園に給付費 3, 2 7 1 万円。認定こども園建設費では、久徳に建設する認定こども園に関する費用で、実施設計、道路改良工事、用地購入等に 7, 0 6 1 万円。子育て支援対策費では、臨床心理士報償費 2 5 2 万円、新たに放課後児童クラブへ N P O 法人からの指導員派遣委託に 8 0

2万円、バス待合所の解体工事に114万円、放課後児童クラブの内装木質化に750万円、同じく備品購入に100万円。教育振興費では、ICT支援員に112万円、小学校と中学校に2名のALT派遣業務に937万円、コロナ対策等による学校現場の負担軽減に2名のスクールサポートスタッフ報酬に207万円、多賀小学校のプールサイドの補修と自動火災報知機の更新、大滝小学校の図書室エアコン更新と電話交換機更新工事に1,080万円、要保護・準要保護児童への援助費に338万円。中学校費では、給食調理運搬委託に3,783万円、通学バス運行委託に1,712万円、要保護・準要保護児童への援助費に354万円と説明がありました。

また、生涯学習課長から、文化財保護費では、史跡敏満寺石仏谷墓跡保存整備工事費861万円、多賀大社と胡宮神社社務所の町指定文化財修理への補助金981万円。海洋センター費では、社会体育施設指定管理料3,428万円。あけぼのパーク多賀管理費では、施設の維持工事費に230万円を計上したと説明がありました。

質疑応答では、委員から、適応指導員報償費は不登校の生徒の対応との説明であったが、不登校の生徒が多いのかとの質疑に対し、不登校の理由も一概ではないが、年々増えております。外部機関との連携も大切で、新たに指導員を確保するために予算を計上していると答弁がありました。

また、委員から、原因はいじめによる不登校かとの質疑に対し、いじめについては、毎月、全ての学校での小さなトラブルも含めて情報を把握している。不登校の要因は、家庭環境であったり友達とのトラブルがきっかけとなったり様々ですが、必ず解決に向けて指導していると答弁がありました。

また、委員から、児童および生徒通学バス運行委託の委託先はどの質疑に対し、滋賀観光、湖国バス、滋賀中央観光バスの3社から見積りを取る予定です。スクールタクシーは近江タクシーですと答弁がありました。

また、委員から、コンピューター借り上げ料はGIGAスクールに伴うタブレットの借り上げ料なのかとの質疑に対し、既にコンピューター教室に導入しているパソコンの借り上げ料です。5年契約で、5年で割った1年分ですと答弁がありました。

また、委員から、小学校の工事請負費1,080万円の内訳はどの質疑に対し、多賀小学校のプールサイドの床面の改修に270万円、多賀小学校の自動火災報知器の更新工事426万円、大滝小学校の図書室のエアコン改修工事150万円、大滝小学校の電話機更新工事180万円などですと答弁がありました。

また、委員から、あけぼのパーク多賀の工事請負費232万円の内訳はどの質疑に対し、高圧受電設備の部分改修で83万円、エレベーターの修繕で110万円、地下ピットにある温度計、湿度計のセンサーの修繕で38万円ですと答弁がありました。

また、委員から、GIGAスクールに伴うタブレットは各学校に配備済みかとの質疑に対し、計画どおり620台を確保し、各学校に配布済みですと答弁がありました。

また、委員から、タブレットは補助的ツールである。できる限り従来の教科書を主体

にしてもらいたいとの質疑に対し、一日中利用するのではなく、必要に応じてツールとして活用する。タブレットだけで教えられない学習も多くあり、学校でも十分に理解している。文部科学省では、近々、デジタル教科書と紙の教科書を併用することを考えていると答弁がありました。

審査は全て終了し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、「議案第13号 令和3年度多賀町一般会計予算について」は、全員賛成で、可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 以上で、総務常任委員長報告および産業建設常任委員長報告ならびに予算特別委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第2号 第6次多賀町総合計画の基本構想および基本計画を定めることについて」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第2号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第3号 多賀町国民健康保険税条例および多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第3号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第3号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「議案第4号 多賀町介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第4号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第4号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「議案第10号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第13号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第10号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 「議案第11号 令和2年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第11号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第11号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 「議案第12号 令和2年度多賀町下水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第12号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第12号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 「議案第13号 令和3年度多賀町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第13号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第13号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 「議案第14号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第14号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第14号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 「議案第15号 令和3年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第15号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第15号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 「議案第16号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。

山口議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題となっております「議案第16号 令和3年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、反対の討論を行います。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、2008年に導入されました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける制度です。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されました。

さらに、菅政権は、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担に2割負担を導入する医療制度一括法案の今回の国会での成立を狙っております。2025年度後半から導入する計画です。コロナ禍と高齢者の貧困化で今でも深刻な受診抑制を一層加速するものです。窓口2割化は、単身で年収200万円以上、どちらも75歳以上の夫妻で年収320万円以上の世帯の計370万人です。

75歳以上の高齢者は、もともと病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。現行の1割負担でも、平均で年間8万円の窓口負担をしていると言われております。負担を苦にした受診抑制で、重症化や手後れによる深刻な事態も後を絶ちません。こうした負担増計画に対し、食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないなどの切実な声も私は聞いております。通院を減らせば病気が悪化し、結果的に国の財政、町財政も含めて圧迫することが予想されます。

菅政権は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。全国保健医療団体連合会の会長は、現在の1割負担でさえ、年収に占める医療費負担割合は現役世代の2倍から6倍だと指摘しております。こうした2倍化による現役世代の個人負担は、1人当たり月30円程度ほどしかありません。政府は現役世代をだしに、公費負担軽減を狙っていると批判しております。

病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかであります。高齢者をお荷物扱いする、こうした医療制度の廃止を求める立場から、後期高齢者医療事業特別会計予算については、反対をいたします。

反対の討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第16号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、議案第16号は総務常任委員長の報

告のとおり可決されました。

日程第12 「議案第21号 令和3年度びわ湖東部中核工業団地公共緑地維持管理特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第21号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第21号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 「議案第22号 令和3年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第22号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第22号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 「議案第23号 令和3年度多賀町水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第23号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第23号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 「議案第24号 令和3年度多賀町下水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第24号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第24号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 「認定第25号 町道路線の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第25号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、認定第25号は産業建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（竹内薫君） 日程第17 「議案第26号 凍結防止剤散布車の購入契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 「議案第26号 凍結防止剤散布車の購入契約の締結について」、ご説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

今回お願いいたします議案第26号は、先般入札を行い落札されました凍結防止剤散布車の購入につきまして、落札業者との契約の締結についてでございます。

凍結防止剤散布車の購入につきましては、令和3年2月12日の臨時会におきまして補正予算のご承認を頂き、同年2月15日の第15回契約審査会において指名業者5者を選定された後、添付の入札執行表のとおり、同年2月25日執行の入札で2者による入札の結果、滋賀県近江八幡市上田町84番地7、近江ユニキャリア販売株式会社、代表取締役、木村隆司が1,800万円で落札いたしましたので、消費税10%を乗じ1,980万円で購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入契約の対象につきましては、凍結防止剤積載容量2.5立米、4輪駆動仕様の作業車両1台となっております。

納入期限は令和3年12月15日としております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第26号 凍結防止剤散布車の購入契約の締結について」は、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第26号は可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第18 「議案第27号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第14号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第27号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第14号）について」、ご説明申し上げます。

本日、議会最終日に追加議案として提出させていただきました令和2年度一般会計補正予算（第14号）は、1月28日に成立しております国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、配分された交付金を政府予算の趣旨に基づき活用を図るため所要の予算措置をお願いするものでありまして、補正予算書2ページの第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に7,255万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ62億8,498万7,000円とするものでございます。

第2条では、繰越明許費でございまして、5ページ、第2表繰越明許費のとおり、まず、追加では、本補正での事業をそれぞれ项目的に分類し、それぞれの事業費を計上したものと、土木費で、絵馬通り線の改良事業を終えて事業効果を分析する調査費とを合わせて10事業について、関係機関との協議期間や国の補正予算の趣旨等から事業着手を次年度に送るものでございます。

また、変更では、2月12日に議決を頂いております新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越しに、今回ワクチン接種について、接種者の情報管理をシステム化する経費について100万円の追加補助があり、変更をお願いするものであります。

それでは、歳入につきまして、9ページの事項別明細書でございます。

50款の国庫支出金の10項補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種の情報管理一元化システムの構築補助金として100万円を受け入れるものでございます。

20項の国庫交付金では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策により、地方創生臨時交付金が再配分されて8,210万3,000円の受入れでございます。

75款の繰越金1,054万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費の既定予算に交付金を充当し、財源振替を行っての戻入れでございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

10款総務費では、感染症の拡大防止対策として、公共施設のトイレ手洗い器の改修費や行政手続等の申請書類の電子データ化に要する経費などで492万9,000円を計上したものでございます。

15款民生費では、今日も感染防止対策に日々ご尽力を頂いている医療機関また介護・福祉施設、あるいはこれらの従事者への支援金を計上したもので、総額として874万5,000円をお願いするものでございます。

次のページ、20款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種情報システムの構築費や、安全に室内空気の循環機能を高めるため、ふれあいの郷の空調機器の改修費用、また和室の畳の衛生改善、あるいは予算化している診察室等の空調機器更新事業費の財源更正など、合わせて1,931万4,000円をお願いするものでございます。

25款農林水産業費の農業費は、コロナ禍において、消費の低迷などにより影響を受けた特産物の2つの生産組織への支援として400万円を交付するものでございます。また、林業費では、高取山ふれあい公園の休業等で影響を受けた経営支援に750万円や、バンガロー等のオンライン予約や、空気清浄機またインターホンなど感染防止対策備品の購入など、公園の環境整備を行う経費に1,030万円の補助をお願いして、都合、農林水産業費総額で1,430万円を計上しております。

30款の商工費では、消費の低迷でイベントの中止や各そば店舗への販売が減少し、在庫玄そばの販路開拓に対し、多賀そば地域協議会への支援金300万円を計上しております。

35款土木費では、多賀町地図情報の外部公開化するためのシステムの構築経費818万9,000円を計上しております。

40款消防費では、感染防止のための衛生用品やパーテーションなどの備品の購入費を新たに計上したものと、既定予算における衛生用品購入費の財源振替を調整しまして862万6,000円をお願いいたします。

45款教育費では、感染防止用品の購入でございまして、教育総務費では、小学校お

よび中学校の衛生用品の購入費と、既定予算における衛生用品の購入費用や、修学旅行のキャンセル料金等の財源振替を行ったものでございます。また、次のページの中学校費においても、既定予算の空調設備改修費の財源振替を行っております。社会教育費は、それぞれの施設における感染防止のため、室内環境機能の向上補修や手洗い器の改修、また衛生用品あるいは空気清浄機の購入費用でございまして、教育費総額では545万5,000円を計上したものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第27号 令和2年度多賀町一般会計補正予算（第14号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（竹内薫君） 日程第19 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員の派遣をすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第20 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る3月5日開会、本日までの22日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和3年3月第1回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時54分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹 内 薫

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 山 口 久 男